

第3期授業料等納入金引き落とし等について（お知らせ）

秋涼の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、第3期（10月～12月分）の授業料等納入金を下記のとおり振替させていただきますので、10月9日（火）までにゆうちょ銀行の口座への入金をよろしく願いいたします。

なお、自動引き落としが出来なかった方には進路関係に必要な調査書・推薦書・成績証明書・卒業見込証明書等の書類が発行できませんのでご注意ください。

また、千葉県より千葉県奨学生のご案内があります。2をご参照ください。

記

1 平成30年度 第3期授業料等納入金引き落としについて

(1) 第3期（10月～12月分）の授業料等納入金を下記のとおり振替させていただきますので、10月9日（火）までにゆうちょ銀行の口座への入金をよろしく願いいたします。

また、引き落とし手数料として10円が必要となりますので、余分に入金をお願いいたします。

（単位：円）

引き落とし日	コース	A	B	C	D	E
		就学支援金の 助成ナシの方	就学支援金			
			1倍助成の方	1.5倍助成の方	2倍助成の方	2.5倍助成の方
1回目 10月10日(水)	S・A・B・内進・体育	144,000	114,300	99,450	84,600	69,750
2回目 10月29日(月)	国際コース	159,000	129,300	114,450	99,600	84,750

なお、4期分（1・2・3月分）の自動引き落とし日は1月10日（木）となります。

(2) 1回目に入金を失念した方、また都合が悪かった方のために2回目を設けてありますので前日までに入金してください。

2 千葉県奨学生（在学中に受けられる無利子の貸付：月額1万～3万円）の2次募集について

(1) 応募資格として保護者が、千葉県に住所を有する方で、母子及び寡婦福祉資金の貸付けを受けていない者。

連帯保証人（親権者）のほかに、保証人（別生計の成年者）が立てられること。

(2) 経済的理由の基準として世帯全員の収入金額が、千葉県教育委員会の定める

採用の収入基準以下であること。

収入めやす	給与所得の世帯		給与所以外の世帯	
	4人世帯	735万円	340万円	
	5人世帯	882万円	474万円	

※ 給与世帯は収入金額（税込み）、給与以外の世帯は収入金額から必要経費を引いた金額

(3) 申請を希望する方は、**10月5日（金）**までに事務局までご連絡ください。

3 就学支援金制度にて、税の更生等が生じた場合、更生通知から15日以内の申請であれば、遡って支給されます。

15日以上経過した場合でも申請日の翌月から支給されます。また、保護者の状況の変更（離婚、死去等）による就学支援金区分変更等の場合も申請日の翌月から適用されますので事務局へご連絡ください。

なお、就学支援金支給決定通知書が県より届きましたので配させていただきます。ご家庭で保管してください。

4 何かご不明な点がございましたら学校事務局まで、お問い合わせください。（047-353-8821）